

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	5-3
処分の種類	①準学校法人の収益事業の停止命令、②準学校法人の解散命令			
根拠法令条例等・条項	私立学校法第64条第5項			
処分の概要	<p>①収益事業を行う準学校法人に対し、私立学校法第61条各号に該当する事由がある場合に、その事業の停止を命ずること。</p> <p>②学校法人が、法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合、他の方法では監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対し、解散を命ずること。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】私立学校法第64条第5項 (私立専修学校等) 第六十四条</p> <p>2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。</p> <p>3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。</p> <p>4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。</p> <p>5 第三章の規定(同章に関する罰則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			